

予算上限に達し次第、募集終了します。

保育所等を利用できず保留となっている 1・2歳児の保護者の方へ

自宅から遠方でバス等で通えないなど条件を満たす入所が可能な

小規模保育事業を新たに追加申請し、この園に利用が決定すると

自家用車の送迎費用（駐車場代）
毎月最大 25,000 円
を補助します！

＼こんな場合に使えます／



その他、すでに車で通勤されている方が通勤途中で保育所に寄る場合にも利用できます

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助について

○申込方法

**利用希望開始月の申請締切日（毎月10日頃）
までに小規模保育事業の追加申請とあわせて
以下の書類をご提出ください。**

- ・入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る
駐車場費用補助利用事前計画書
- ・保留通知書の写し

○補助額

申請者 1 人あたり月額25,000円が上限
（横浜市が全額負担）

○補助対象者

- 1・2歳児で保留となった方のうち、
 - ① 自宅から概ね2km以上で
 - ② バス等で乗り換えの必要があるなど容易に通えない
 - ③ 計画書提出時点で受け入れ可能な小規模保育事業を新たに追加申請し入所が決定された方

駐車場の申請は、
**保育所等の利用が決定する前
（利用申請時）**に行います！！

**具体的な補助内容や
申請方法はこちらへ**



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/sougeihojo.html>

お問い合わせ

横浜市子ども青少年局保育対策課
TEL:045-671-4469 FAX:045-550-3606
メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.lg.jp